

別表七の二付表一

「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第1項(連結欠損金の繰越し)の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を計算する場合及び法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額を計算する場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「控除前連結所得金額 1」	別表七の二付表三「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「控除前連結所得金額(別表四の二「45の①」－(別表七の二「13」＋「14」)) 1」として記載します。	
「連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50、55、60、65又は100}{100}$ 2」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が中小連結親法人等連結事業年度に該当する連結事業年度である場合 (1) × $\frac{50、55、60、65又は100}{100}$ (注) 中小連結親法人等連結事業年度とは、法第81条の9第8項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいいます。以下同じです。 (2) 当期が中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度である場合 イ 平成28年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 (1) × $\frac{50、55、60、65又は100}{100}$ ロ 平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 (1) × $\frac{50、55、60、65又は100}{100}$	
「控除未済連結欠損金個別帰属額 9」	別表七の二付表三「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「控除未済連結欠損金個別帰属額(((前期の20又は28)又は別表七の二付表二「21」)－別表七の二付表三「30」) 9」として記載します。	
「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」	別表七の二付表三「12」又は「24」に金額の記載がある場合には、「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額(((前期の14)又は別	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	表七の二付表二「21の内書」)－別表七の二付表三「27」)10)として記載します。	
「調整前当期控除額11」	別表七の二付表三「9」又は「21」に金額の記載がある場合には、「調整前当期控除額(当該発生連結事業年度の10)と(別表四の二付表「45の①」－(別表七の二付表三「9」＋「21」)－当該発生連結事業年度前の19)の合計額)のうち少ない金額)11)として記載します。	
「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額14」	別表七の二付表四「12」に金額の記載がある場合には、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額10)－(13)＋別表七の二付表四「15」)14)として記載します。	
「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額18」	別表七の二付表四「12」に金額の記載がある場合には、「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額15)－(17)＋別表七の二付表四「17」)18)として記載します。	

3 根拠条文

法81の9、平成23年改正前の法81の9、平成27年改正法附則30②